

定期検査実施通知書

田園都第 号  
平成 年 月 日

(登録業者)様  
【住所、氏名】

埼玉県知事 氏 名 印

日頃、埼玉県の屋外広告物行政について、格別の御理解と御協力をいただきお礼申し上げます。  
さて、あなた(貴社)は、埼玉県屋外広告物条例に基づき、屋外広告業の登録を受けていますが、当  
条例に基づいて適正に営業されていることを確認するため、下記のとおり調査を行います。  
なお、この検査は、全ての登録業者に対して定期的に実施するものです。  
については、御多忙の折、御面倒をおかけしますが、検査に御協力をお願いします。

記

1 検査方法

別添「屋外広告業運営報告書」に記入し、平成 年 月 日( )までに3記載の提出先  
に提出してください。期限までに提出がない場合は、立入による検査を行うことがあります。

2 検査の根拠

埼玉県屋外広告物条例第25条の6

(報告及び検査)

- 第25条の6 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者に対し、そ  
の営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立  
ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提  
示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはな  
らない。

3 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県都市整備部田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当

担当 埼玉県都市整備部田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当  
電話

平成 年 月 日

## 1 業者の名称等

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者（法人）

## 2 報告書記載者等

役職（代表者・営業所の長・業務主任者・その他（ ））

氏名

記載年月日

## 3 報告項目

以下の項目について、「状況」欄の該当するものを○で囲んでください。

番号	報告項目	状況	備考
1	登録済証は、保管されているか(本社のみ)。	いる・いない・不明	
2	登録済証の登録事項は、現状と相違がないか。	なし・あり・不明	
3	標識は、見やすいところに掲げられているか。	いる・いない・不明	
4	標識の記載事項は、適正か。	適正・不適正・不明	
5	帳簿は、保管されているか。	いる・いない・不明	
6	帳簿には、必要事項が記載されているか。	いる・いない・漏れがある	
7	帳簿には、許可を得ずに設置した物件はないか。	なし・あり・不明	
8	帳簿には、許可を受けずに変更した物件はないか。	なし・あり・不明	
9	業務主任者は、選任されているか。	いる・いない・不明	
10	業務主任者の資格を証する書類はあるか。	あり・なし・不明	
11	違反広告物の是正指導を受けたことがあるか。	なし・あり(是正済・未是正)	

立入検査実施通知書

田園都第 号  
平成 年 月 日

(登録業者)様  
【住所、氏名】

埼玉県知事 氏 名 印

日頃、埼玉県の屋外広告物行政について、格別の御理解と御協力をいただきお礼申し上げます。  
さて、あなた(貴社)は、埼玉県屋外広告物条例に基づき、屋外広告業の登録を受けていますが、当  
条例に基づいて適正に営業されていることを確認するため、下記のとおり検査を行います。  
については、御多忙の折、御面倒をおかけしますが、検査に御協力をお願いします。  
また、検査当日は、代表者、業務主任者等の責任者の立会いを求めますので、よろしくお願いま  
す。おって、日程等が差し支える場合は、至急、下記の担当まで御連絡ください。

記

1 検査日時  
平成 年 月 日 ( ) 時分から (概ね 時間の予定)

2 検査場所  
(例) 貴社 ○○営業所

3 検査職員(予定)  
埼玉県都市整備部田園都市づくり課 職 氏名

\* 検査職員は、身分を証明する書類を携帯しています。

4 その他  
当日は、代表者、業務主任者等の責任者の立会いをお願いします。  
また、次の書類を拝見しますので、あらかじめ御用意願います。  
・登録済証、業務主任者の資格を有することを証明する書類、屋外広告業に関する帳簿

5 検査の根拠  
埼玉県屋外広告物条例第25条の6

(報告及び検査)

第25条の6 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者に対し、そ  
の営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立  
ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提  
示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはな  
らない。

担当 埼玉県都市整備部田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当  
電話

屋外広告業者定期検査調書

検査日時：平成 年 月 日

検査職員

職 氏名

職 氏名

- 1 検査業者  
 住所又は所在地：  
 氏名又は名称：  
 代表者(法人)：

- 2 立会人  
 営業所の長：  
 業務主任者：  
 その他の者：

3 検査項目

番号	検査項目	状況	備考
1	登録済証は、保管されているか(本社のみ)。	いる・いない・不明	
2	登録済証の登録事項は、現状と相違がないか。	なし・あり・不明	
3	標識は、見やすいところに掲げられているか。	いる・いない・不明	
4	標識の記載事項は、適正か。	適正・不適正・不明	
5	帳簿は、保管されているか。	いる・いない・不明	
6	帳簿には、必要事項が記載されているか。	いる・いない・漏れがある	
7	帳簿には、許可を得ずに設置した物件はないか。	なし・あり・不明	
8	帳簿には、許可を受けずに変更した物件はないか。	なし・あり・不明	
9	業務主任者は、選任されているか。	いる・いない・不明	
10	業務主任者の資格を証する書類はあるか。	あり・なし・不明	
11	違反広告物の是正指導を受けたことがあるか。	なし・あり(是正済・未是正)	
12	その他		

4 総括評価

1 検査結果：①概ね適正 ②適法だが一部不適正 ③不適法項目あり

2 口頭指導の有無：①有 ②無  
 [口頭指導の内容]

3 文書指導の要否(案)：①必要 ②不要

(注) 文書指導をする場合は、合わせて違反検査書(様式第8号)を作成すること。

定期検査結果通知書

田園都第 号  
平成 年 月 日

(登録業者)様  
【住所、氏名】

埼玉県知事 氏 名 印

日頃、埼玉県の屋外広告物行政について、格別の御理解と御協力をいただきお礼申し上げます。  
さて、過日、あなた(貴社)に関して、屋外広告業の営業についての調査を行ったところですが、下記のとおりその結果を通知します。  
(なお、口頭又は文書指導事項については、後日、確認に伺うことがあります。)

記

- 1 検査日時  
平成 年 月 日( ) 時 分から 時 分まで
- 2 検査場所  
(例) 貴社〇〇営業所
- 3 検査職員  
埼玉県都市整備部田園都市づくり課 職 氏名
- 4 立会人  
(例) 〇〇営業所長 氏 名
- 5 検査結果

- 1 概ね適正でした。今後とも、関係法令を守り、屋外広告物の適正な設置をお願いします。
- 2 法令違反の行為はありませんが、次の点に御留意願います。
- 3 次の点について法令違反の行為がありますので、調査当日に口頭で指示したとおり是正してください。
- 4 次の点について法令違反の行為がありますので、是正を求めます。  
別紙「指導書」(様式第9号)のとおり

(注)

- 1 該当項目の番号に○を付し、必要事項を記載すること。
- 2 口頭指示事項については、2又は3に記載すること。
- 3 3の指示は、違反点数の付される文書指導ではないこと。

担当 埼玉県都市整備部田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当  
電話

無登録業者検査書

検査書作成年月日	平成 年 月 日
検査書作成者 (所属、職、氏名)	田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当 職： 氏名： 印

1 無登録で屋外広告業を営んだ疑いがある者

(1) 氏名又は名称	
(2) 住所又は所在地	
(3) 電話番号	
(4) 代表者の氏名(法人の場合)	
(5) 県内の営業所所在地	
(6) 屋外広告業の登録履歴	・履歴なし・履歴あり(取消し・未更新)・その他・不明

2 無登録で屋外広告業を営んだと疑われる事実

(1) 広告物等	表示等の場所	所在地： 規制区分：特別規制・普通規制・禁止物件・その他・不明
	広告物等の概要 (種類、規格等)	
	法的手続	・許可(申請者： 許可年月日：平成 年 月 日) ・不許可・無許可・許可不要・その他・不明
	表示等の開始日	・平成 年 月 日・平成 年 月 日以後・不明
(2) 広告主	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
(3) 委託内容	委託契約締結日	
	広告物表示様態	・掲出物件を新設し広告物を表示 ・既設掲出物件へ広告物を表示・その他・不明
	委託の対象行為 (複数選択可)	・掲出物件の設置行為・広告物の表示行為 ・掲出物件の維持管理行為・広告物の維持管理行為 ・その他・不明
	掲出物件又は 広告物の所有者	掲出物件：広告主・業者・その他・不明 広告物：広告主・業者・その他・不明
	委託期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日・その他・不明
	委託金額	円
(4) その他		

(注)「その他」は、営業の宣伝、勧誘等、広告物等の表示等を伴わない営業行為をいう。

3 検査経緯

項目	年月日	内容	対応者
無登録営業の疑いの認知	平成 年 月 日		
現地検査			
広告主検査			
業者検査			
市町村検査			

警 告 書

田園都第 号  
平成 年 月 日

(無登録業者)様  
【住所、氏名】

埼玉県知事 氏 名 印

あなた(貴社)は、下記のとおり、埼玉県知事の登録を受けずに埼玉県の区域内(さいたま市、川越市、越谷市の区域を除きます。)で屋外広告業を営んだ疑いがあります。

知事の登録を受けずに屋外広告業を営む行為は、埼玉県屋外広告物条例第23条第1項に違反し、同条例第28条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

屋外広告業を営もうとする場合は、速やかに屋外広告業の登録を受けてください。当該登録を受けず屋外広告業を営んだ場合は、刑事告発するとともに、その旨を公表することがあります。

なお、下記の事実に誤りがあると考えられる場合又は下記の事実が屋外広告業の営業には当たらないと考える場合は、正しいとする事実又は屋外広告業の営業に当たらないと考える理由を記載して、平成 年 月 日までに、提出先まで文書で連絡願います。

(おって、この文書の写しは、広告主である〇〇社にも送付します。)

記

◎ 無登録で屋外広告業を営んだと疑われる事実

(1) 広告物等	表示等の場所	所在地： 規制区分：特別規制・普通規制・禁止物件・その他・不明
	広告物等の概要 (種類、規格等)	
	法的手続	・許可(申請者： 許可年月日：平成 年 月 日) ・不許可・無許可・許可不要・その他・不明
	表示等の開始日	・平成 年 月 日・平成 年 月 日以後・不明
(2) 広告主	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
(3) 委託内容	委託契約締結日	
	広告物表示様態	・掲出物件を新設し広告物を表示 ・既設掲出物件へ広告物を表示・その他・不明
	委託の対象行為 (複数選択可)	・掲出物件の設置行為・広告物の表示行為 ・掲出物件の維持管理行為・広告物の維持管理行為 ・その他・不明
	掲出物件又は 広告物の所有者	掲出物件：広告主・業者・その他・不明 広告物：広告主・業者・その他・不明
	委託期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日・その他・不明
	委託金額	円
(4) その他		

(注)「その他」は、営業の宣伝、勧誘等、広告物等の表示等を伴わない営業行為をいう。

提出先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県都市整備部田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当  
電話

違 反 検 査 書

検査書作成年月日	平成 年 月 日
検査書作成者 (所属、職、氏名)	田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当 職： 氏名： 印

1 屋外広告業者

(1) 氏名又は名称	
(2) 住所又は所在地	
(3) 電話番号	
(4) 代表者の氏名(法人の場合)	
(5) 県内の営業所所在地	
(6) 屋外広告業の登録番号	

2 条例違反行為及び違反点数

条例違反行為(本県の区域内における行為)	違反点数	条例の根拠条文	該当項目
登録を受けずに屋外広告業を営む行為	—	第28条第1号	
不正の手段により登録を受ける行為	—	第28条第2号	
営業の停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	10点	第28条第3号	
条例に違反して広告物の表示等をする行為	5点	第28条の2第1号	
知事の除却すべき旨の措置命令に違反する行為	5点	第28条の2第2号	
許可を得ずに広告物等を変更し、又は改造する行為	3点	第29条第1号	
除却すべき広告物等を除却しない行為	3点	第29条第2号	
屋外広告物に関する措置命令に違反する行為 (知事の除却すべき旨の措置命令違反除く)	3点	第29条第3号	
変更の届出をせず、又は虚偽の届出をする行為	3点	第29条第4号	
業務主任者を選任しない行為	3点	第29条第5号	
屋外広告物に関し、報告、検査を拒む等の行為	2点	第30条第1号	
屋外広告業に関し、報告、検査を拒む等の行為	2点	第30条第2号	
廃業等の届出を怠る行為	1点	第31条の2第1号	
標識を掲げない行為	1点	第31条の2第2号	
帳簿の備え付け等の義務に違反する行為	1点	第31条の2第3号	

(注) 該当する条例違反行為については、「該当項目」欄に○を記入する。

3 条例違反行為の概要(指導文書を添付する場合は省略可)

--

4 検査経緯

項 目	年 月 日	内 容	対応者職氏名
違反行為の認知	平成 年 月 日		職 氏名
現地検査			
広告主検査			
業者検査			
市町村(県土整備事務所)検査			

5 指導状況

指導区分	指導年月日	指 導 内 容
口頭指導	平成 年 月 日	
文書指導	平成 年 月 日	別添「指導書」のとおり



指 導 書

田 園 都 第 号  
平成 年 月 日

(登録業者)様  
【住所、氏名】

埼玉県知事 氏 名 印

あなた(貴社)は、下記1のとおり、埼玉県屋外広告物条例に違反する行為をしたと認められるので、下記2のとおり是正してください。(注)

当該違反行為は、埼玉県屋外広告物条例第25条の4の規定により屋外広告業の登録取消又は営業停止の対象となる行為に該当するほか、罰則の対象になります。

是正期限までには是正しない場合又は再び違反行為があった場合は、登録の取消し又は営業の停止の処分をしその旨を公表すること、刑罰に相当する違反行為については刑事告発しその旨を公表すること、さらに過料に相当する違反行為については過料を科すことがあります。

今回の違反行為に対する違反点数は、 点です。

過去5年間の累積違反点数が10点以上になると、原則として営業停止処分を受けることとなりますので、二度と違反行為をしないよう、くれぐれも御注意願います。

なお、あなた(貴社)が仮に屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例の規定に違反する屋外広告物及び掲出物件の表示又は設置をしている場合、県が当該屋外広告物等を認知する前に県に上申していただければ、当該屋外広告物等については違反点数を免除しますので、申し添えます。

(おって、この文書の写しは、広告主である〇〇社にも送付します。)

(注) 再指導の場合は、冒頭の2行を次のとおり代える。

あなた(貴社)は、下記1のとおり、埼玉県屋外広告物条例に違反する行為をしたと認められるので、別添写しとおりに平成 年 月 日付けで是正を求めましたが、未だ是正されていません。改めて下記2のとおり是正を求めますので、早急に是正してください。

記

1 違反行為

違反行為	
該当条文	
違反点数	今回： 点 (過去5年間の累積： 点)

2 是正指示事項(違反状態が継続する行為については是正を求める場合は、必ず是正期限を記載)

担当 埼玉県都市整備部田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当  
電話

通 報 書

田 園 都 第 号  
平成 年 月 日

(広告主)様  
【住所、氏名】

埼玉県知事 氏 名 印

あなた(貴社)が屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を委託した〇〇会社は、あなた(貴社)が委託した屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関して、別添写しのとおり、埼玉県屋外広告物条例に違反する行為をしたと認められるので、通報します。

当該違反行為は、埼玉県屋外広告物条例第25条の4の規定により屋外広告業の登録取消又は営業停止の対象となる行為に該当するほか、罰則の対象になるものです。

〇〇会社に対しては、同別添写しのとおり、(警告・指導・処分)したところですが、違反行為が是正されない場合は、屋外広告物が除却されるなど、あなた(貴社)に重大な不利益が生ずるおそれがありますので、屋外広告物の発注者であるあなた(貴社)からも、速やかに是正するよう申し入れることをお願いします。

今後、屋外広告物の表示等を委託する場合は、屋外広告業の登録を受けた屋外広告業者であるかどうか確認するとともに、万が一にも違反行為が行われることのないよう、事前に申し入れるようにしてください。

なお、広告主が業者に違反行為をするよう働きかけ、又はこれを助けた場合は、違反行為の教唆又は幫助となり、共犯として処罰される可能性もありますので、十分に御注意ください。

(表)

聴 聞 通 知 書

田 園 都 第 号  
平 成 年 月 日

( ) 様

埼玉県知事 氏 名 印

あなた（相手方に応じて「貴社」「貴法人」「貴団体」等とする。以下同じ。）に対する次の事実を原因とする不利益処分について、埼玉県行政手続条例第 1 3 条第 1 項第 1 号の規定による聴聞を行いますので通知します。

記

- 1 聴聞の件名
- 2 予定される不利益処分の内容
- 3 不利益処分の根拠となる法令の条項
- 4 不利益処分の原因となる事実
- 5 聴聞の期日  
平成 年 月 日 時 分から
- 6 聴聞の場所
- 7 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地等
  - (1) 名 称 埼玉県都市整備部田園都市づくり課
  - (2) 所在地 埼玉県さいたま市高砂 3 丁目 1 5 番 1 号
  - (3) 担 当 景観・屋外広告物担当
  - (4) 電 話
- 8 聴聞の主宰者の職名及び氏名
- 9 聴聞の公開・非公開の別

備考 聴聞についての留意事項は、裏面のとおりです。

担当 埼玉県都市整備部田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当  
電話

(裏)

### 聴聞についての留意事項

- 1 あなたは、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日の出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 あなたは、聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。請求する場合には、埼玉県聴聞規則の様式第2号の資料閲覧請求書を提出してください。
- 3 次の場合には、この通知書を持参してください。
  - (1) 聴聞の期日に出頭するとき
  - (2) 当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を請求するとき
- 4 聴聞の期日に自らの出頭に代えて代理人を出頭させる場合には、次の事項を記載した委任状を提出し、聴聞の期日に代理人にこの通知書を持参させてください。
  - (1) 聴聞の件名
  - (2) 代理人の住所及び氏名
  - (3) 当該代理人に聴聞に関する一切の行為をすることを委任する旨
- 5 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、補佐人出頭許可申請書（埼玉県聴聞規則様式第3号）の補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の4日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 6 あなたが病気その他のやむを得ない理由がある場合には、変更申出書（埼玉県聴聞規則様式第4号）により、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。
- 7 あなたが正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合には、あなたに対して改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく聴聞を終結し、不利益処分をすることがあります。
- 8 その他聴聞に関する手続きに関しては、埼玉県行政手続条例及び埼玉県聴聞規則をご覧ください。

弁明の機会の付与通知書

田園都第 号  
平成 年 月 日

( ) 様

埼玉県知事 氏 名 印

あなたに対する次の事実を原因とする不利益処分について、埼玉県行政手続条例第13条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり弁明の機会の付与について通知します。

記

- 1 弁明の件名
- 2 予定される不利益処分の内容
- 3 不利益処分の根拠となる法令の条項
- 4 不利益処分の原因となる事実
- 5 弁明書の提出先及び提出期限
  - (1) 提出先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県都市整備部田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当
  - (2) 提出期限  
平成 年 月 日 ( )

備考 弁明の機会の付与についての留意事項は、裏面のとおりです。

担当 埼玉県都市整備部田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当  
電話

(裏)

弁明の機会の付与についての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。証拠書類等を提出する場合には、弁明書の提出期限までに提出してください。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、次の事項を記載した委任状を提出してください。
  - (1) 弁明の件名
  - (2) 代理人の住所及び氏名
  - (3) 当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続きをすることを委任する旨

指令田園都第  
住 号  
名 所  
称

埼玉県屋外広告物条例（昭和50年3月18日条例第42号）第25条の4第1項に基づき、次の理由により、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで、埼玉県の区域（さいたま市、川越市、越谷市の区域を除く。）における営業の（全部・ に係る部分）を禁止します。  
（おって、この文書の写しは、広告主である〇〇社にも送付します。）

理由

- 1 不利益処分の内容
- 2 不利益処分の根拠となる法令の条項
- 3 不利益処分の原因となる事実

平成 年 月 日

埼玉県知事 氏 名 印

教示

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

指令田園都第 号  
住 所  
名 称

埼玉県屋外広告物条例(昭和50年3月18日条例第42号)第25条の4第1項第 号に基づき、平成 年 月 日付け埼広( )第 号による埼玉県の区域(さいたま市、川越市、越谷市の区域を除く。)に係る屋外広告業の登録は、次の理由により、取り消します。  
(おって、この文書の写しは、広告主である〇〇社にも送付します。)

理由

- 1 不利益処分の内容
- 2 不利益処分の根拠となる法令の条項
- 3 不利益処分の原因となる事実

平成 年 月 日

埼玉県知事 氏 名 印

教示

- 1 異議申立てについて  
この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをすることができます。  
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について  
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、1の異議申立てと2の取消訴訟は、同時にすることもできます。  
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。  
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当 埼玉県都市整備部田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当  
電話



過料処分告知及び弁明の機会の付与通知書

田園都第 号  
平成 年 月 日

(登録業者) 様  
【住所、氏名】

埼玉県知事 氏 名 印

あなた（相手方に応じて「貴社」「貴法人」「貴団体」等とする。）に対して、埼玉県屋外広告物条例第31条の2第1項第 号の規定に基づき、過料を科す予定です。

については、地方自治法第255条の3第1項の規定により下記のとおり告知するとともに、弁明の機会を付与します。

記

- 1 弁明の件名
- 2 予定される不利益処分の内容
- 3 不利益処分の根拠となる法令の条項
- 4 不利益処分の原因となる事実
- 5 弁明書の提出先及び提出期限
  - (1) 提出先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県都市整備部田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当
  - (2) 提出期限  
平成 年 月 日 ( )

担当 埼玉県都市整備部田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当  
電話

(裏)

弁明の機会の付与についての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。証拠書類等を提出する場合には、弁明書の提出期限までに提出してください。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、次の事項を記載した委任状を提出してください。
  - (1) 弁明の件名
  - (2) 代理人の住所及び氏名
  - (3) 当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続きをすることを委任する旨

過料処分決定通知書

田園都第 号  
平成 年 月 日

(登録業者) 様  
【住所、氏名】

埼玉県知事 氏 名 印

埼玉県屋外広告物条例第31条の2第1項第 号の規定により次のとおり過料の処分をしたので、別に交付する納入通知書により納付してください。

記

- 1 不利益処分の内容
- 2 不利益処分の根拠となる条例の条項
- 3 不利益処分の原因となる事実

教示

- 1 異議申立てについて  
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して異議申立てをすることができます。  
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について  
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。  
ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。